

## 標準化機関・IPRポリシーと独禁法

### 1. 問題の所在とアプローチ

標準の策定と普及を阻害、競争者排除、累積特許料が非効率に高額に上る・・・等

- 解決方法:
- パテントプール
  - 独禁法による規制 →
  - 標準化機関 IPR ポリシー
  - 標準化機関 IPR ポリシーを独禁法が補完・補強

⇒ 独禁法上のライセンス拒絶・差別・高額許諾料賦課規制 (3条前段、19条):

しかし、特許権者が単独で一方向的にこれら行為を行うことに対する規制に対しては一般に慎重な運用・見方 ← 特許制度の本質に抵触、取引相手選択の自由、技術開発インセンティブ、不当性・排除行為性 (技術開発努力の成果を法的に認められた方法で享受することを非難できるか)、価格等条件に適切に介入する能力への疑義・・・ → 別のアプローチ・・・

### 2. 標準化機関・工業所有権等の取扱いに関する方針 (IPRポリシー)

<基本的な内容>

- ・ 情報収集 (よびかけ、関係者が自発的に提出、調査義務なし)
- ・ 判明した必須特許の権利者から声明書を徴集: 誰に対しても・・・
  - (1) 無料でライセンス
  - (2) 「RAND Reasonable and Non-Discriminatory」非差別的に合理的な条件でライセンス
- ・ 出された声明書の情報は標準文書中に記載
- ・ 提出されなければ標準を書き直す
- ・ 事後に特許の所在が明らかとなり、RANDでライセンスが行なわれなければ標準を改訂・廃棄

<バリエーション> 知的財産権のうちどこまでを含むか、知的財産権を避けることを原則とするか、特許調査スキームの有無、データベース化、無料ライセンスに限定 (例: W3C)、RAND 不同意者に対し働きかけ、互酬 (reciprocity) 条件を認めるか、運用状況 (周知、認知、ガイド策定など) IPR ポリシーの性質・情報開示要請等の根拠など (メンバー・関与者への義務として書かれているもの～ 会員資格剥奪等のサンクションあり～、手順を定めているに過ぎないもの・・・)

<現行 IPR ポリシーの限界と実情> (会員でも)特許調査義務なし、機関自身も調査せず、標準化機関の提供する情報の正確さは保障されず (とくに有効性、必須性)、RAND 声明提出義務なし、違反へのサンクション軽微、アクセスが困難になっていた場合の対処は最強で標準廃棄、RAND 定義されず、紛争解決スキームなし、アウトサイダー問題・・・

<解決策>

- プール・プラットフォーム — IPRポリシー強化 — 独禁法の適用 (→)

### 3. 独禁法の適用によりIPRポリシーを補完・補強(?)

「実は特許を保有し、あるいは、不合理なライセンス料を課すつもりであったにも関わらず、そのことを秘匿し、(さらに積極的に誤解させる言動をとって、) 特許を保有しない、あるいは自己の特許が合理的価格で非差別にライセンスされると信じさせ、そのように誤信している状況を奇貨して、他の技術を排除しながら、標準化機関をして標準として採用するよう、市場の多くの者をして当該技術を採用するよう仕向けて、市場支配力を獲得した」(3条前段、私的独占)

「かかる形で不当に獲得した力を背景としながら、ライセンス拒絶、高額ライセンス料賦課、差別などにより相手方から自由に競争する機会を奪った / 相手方に対して不当な取引条件を押し付けた」(19条、不公正な取引方法(2項、14項など))

このような法適用がIPRポリシーに与える効果：情報開示や声明書遵守の徹底、非会員・退会者にも効力

<議論状況、適用例>

\*技術標準と競争政策に関する研究会報告書(公取委、平成13年7月25日)

\*FTC: In re Dell Computer Corporation (Docket No. C-3888, 1999)

In re Rambus Incorporated (Docket No. 9302, 2002— )

<検討> IPRポリシーの現実に照らして検討すると・・・ 「誤信」? 「仕向けられた」?

・・・ルーズなIPRポリシーへの違反に独禁法違反の契機を見出すことができるのか?

\* (参考) ラムバス事件・ALJ Initial Decision(2004年2月17日)(FTC請求棄却されるべきとの意見)から IPRポリシーは明確には情報開示義務を課していなかった、他社にも開示を行わないものがありかつそれに対してサンクションも課されていなかった、開示が行なわれないことについては特許無効手続の提起を遅らせるなどの正当な事由が存在した、ラムバス自身の行為とは無関係に標準策定者らはラムバス特許が必須特許となりそうだということを知っていた・・・

### 4. おわりに

- IPRポリシー再考：どこまで強化可能か ← 看過できないこととして、  
競争者らが集まる場としての標準化、協調促進・反競争的な情報交換活動のおそれ  
— 小規模標準化機関のイノベティブなIPRポリシー策定・運用、プールに期待?  
— 今後の研究課題